

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止にむけた意識を持ち、身体拘束をしないサービス提供を実践することとする。

(1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急またはやむをえない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束廃止に関する基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止 利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむをえず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむをえず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に充分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替

性・一時性の3要素すべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束解除するよう努める。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

利用者主体の行動・尊厳ある生活となるよう援助する。

言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない。

利用者の思いをくみ取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。

利用者の安全を確保する視点から利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げない。やむをえず安全確保を優先する場合は身体拘束廃止委員会において検討する。

「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように援助する。

3 身体拘束に関する体制

身体拘束廃止委員会の設置等

(1) 設置及び目的

身体拘束廃止委員会を設置し身体拘束廃止に向けての現状把握および改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

(2) 責任者及び構成員

責任者：管理者

構成員：虐待・身体拘束廃止委員

(3) 身体拘束廃止委員会の開催

年 1 回研修会にあわせて開催

その他、必要な場合に応じて開催する。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急身体拘束廃止委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として関係する部署の担当が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素を全て満たしているかどうかについて検討・確認する。要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明・同意書を作成する。また廃止にむけた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。また身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に関する同意書を作成する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けての拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

(5) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為

徘徊しないように、車いすやイス・ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。

転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。

自分で降りられないようにベッドを柵に（サイドレール）で囲む。

点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐などで縛る。

点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

車いす・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすをテーブルにつける。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

脱衣やオムツ外しを制限するために介護服（つなぎ服）をきせる。

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

5 身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止のためのチームケアを行う上で各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

(1) 職種ごとの役割

管理者：身体拘束廃止委員会の総括管理

虐待・身体拘束廃止委員および他職員

- ・ 重度化する利用者の状態観察
- ・ 記録の整備
- ・ 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・ 医療機関、家族との連絡調整
- ・ 家族の意向に沿ったケアの確立
- ・ ハード・ソフト面の改善

6 身体拘束廃止・高齢者虐待の改善に関する新人教育・研修

訪問看護にかかわるすべての職員に対して、身体拘束禁止・高齢者虐待防止、人権を尊重したサービス提供の励行を図り職員教育を行う。

(1) 職員教育の内容

定期的な教育・研修を実施する。

新任者へ、身体拘束禁止・高齢者虐待、改善のための教育・研修を実施する。

その他、必要な教育・研修を実施する。

7 本指針の閲覧

本指針は当事業所マニュアルに綴り職員が閲覧可能とするほか、ホームページへ記載する。

令和5年4月1日制定